

【 篠 栗 町 農 業 委 員 会 議 事 録 】

1. 開催日時 平成30年9月7日（火） 13時30分

2. 開催場所 篠栗町役場2階 中会議室

3. 出席委員（14名）

農業委員

5番 鷹巢 礼子（会長）

2番 藤 勝徳（副会長）

1番 藤 憲作

3番 藤 好信

4番 岡部 秀美

6番 古屋 英昭

7番 三代 由美子

8番 関 寛仁

9番 松田 護

10番 萩尾 由紀子

11番 城戸 一寿

12番 呑山 辰巳

農地利用最適化推進委員

柳池 吉則

合屋 光久

4. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請について

報告第1号 農地法第4条の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

5. 農業委員会事務局職員

事務局員 葉山 芳樹

事務局員 秋吉 悠子

議 長	<p>【開会のあいさつ】</p> <p>みなさんこんにちは、定刻になりましたので、只今から平成30年9月期篠栗町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の総会は、全員出席で、過半数の出席がありますので、篠栗町農業委員会会議規則第6条の規定により本日の総会は成立しております。</p> <p>【議事録署名人の指名】</p> <p>次に、議事録署名人ですが、</p> <p>篠栗町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により</p> <p>7番：三代 委員</p> <p>8番：関 委員 をお願いします。</p> <p>【会議書記の指名】</p> <p>また、本日の会議書記について事務局秋吉さんを指名いたします。</p> <p>【日程の説明】</p> <p>本日の日程についてですが、</p> <p>まずは議案第2号について現地確認に向かいます。現地から会議室に戻ってから議案第1号及び議案第2号を審議し、報告第1号及び報告第2号、その他事項について事務局からの報告を受け散会とします。</p>
議 長	<p>【現地確認】</p> <p>それでは早速ですが、現地確認に向かいますので一階裏口へお集まりください。</p>
全 委 員	<p>【現地確認に向かい現地説明】</p> <p>【全員帰庁、審議再開】</p>

議 長	<p>【議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 審議】</p> <p>それでは、「議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請」について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 説明】</p> <p>平成 30 年 8 月 16 日付で、農地法第 3 条の規定により許可申請があったものです。議案書 1 ページをご覧ください。</p> <p>【議案書の朗読】</p> <p>概要について説明いたします。</p> <p>今回は所有権移転（贈与）が目的となっております。申請地は 2 筆で面積は 1,230 m²となっております。</p> <p>本件は、農地法第 3 条第 2 項各号にある許可を制限する規定に該当しないため、許可要件を満たしており、また、機械、労働力、技術、通作距離などについても問題がないこと、農業委員会が定めます下限面積（40a）も超えており、全ての許可要件を満たしております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>地元農業委員の関委員から何かご意見などはありませんでしょうか。</p>
8 番 (関 委員)	<p>今回の案件は、長男が相続した農地を実際に耕作している弟に譲渡したものです。</p>
議 長	<p>【議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 採決】</p> <p>議案第 1 号に関し、皆さんから何かご意見、ご質問はありませんか。</p>

	<p>【質問なし】</p> <p>それでは採決いたします。</p> <p>「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請」について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>出席委員全員賛成により、議案第1号は、原案のとおり決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>【議案第2号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請について 審議】</p> <p>それでは、「議案第2号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請」について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>【議案第2号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請について 説明】</p> <p>「議案第2号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請」について説明いたします。</p> <p>今回の申請件数は3件となっております。</p> <p>当該申請地については、先程現地確認で見ていただいた通りです。</p> <p>本案件の許認可権は福岡県知事にありますので、篠栗町農業委員会は県知事に意見を付して進達することとなります。</p> <p>【議案第2号 審議番号1 朗読】</p> <p>議案書4ページをご覧ください。</p> <p>平成30年8月20日に受理したものです。</p> <p>転用理由は「自己用住宅」となっておりますが、詳しく説明いたします。</p> <p>申請人の住居については、現在アパート住まいであり、今回家族で住むための住宅を新築するために農地転用許可申請がなされたものです。</p>

次に、転用許可申請の際には、申請地の農地区分が何なのかによって許可不許可を求めることにもなりますので、この農地区分について以前お配りした資料を基に農地区分の要件を確認しながら検討を行いましたところ、結果として、「農地の広がりがないこと」また「おおむね300m以内に鉄道の駅が存する」という要件に該当することから、原則として転用を許可することができる「第3種農地」に該当いたしました。

今回の転用に関し、開発許可等の手続は特に必要ありませんが、役場都市整備課との協議は終えている事は確認しておりますし、法的な側面から検討しましても、今回の転用に関しては「許可妥当」と考えられます。

【議案第2号 審議番号2及び審議番号3 朗読】

次に、審議番号2及び審議番号3について、関連する2つの議案を併せて説明します。

それでは、議案書10ページ及び17ページをご覧ください。

平成30年8月24日に受理したものです。

転用理由は「駐車場及び植栽緑地」となっておりますが、詳しく説明いたします。

申請人の敷地については、四季の大祭や秋の紅葉シーズンにおける参拝者増加により、参詣車道の混雑や激しい渋滞が発生、また駐車場が狭小となっているため、駐車場の拡張を計画されています。駐車場周辺には、整地の上、桜・紅葉・アジサイなどを植栽し、参拝者が散策等、無料で休憩・やすらぎの場として利用できる緑地とするため、農地転用許可申請がなされたものです。

次に、農地区分の要件を確認しながら検討を行いましたところ、結果として、「10ha以上の優良な農地の広がりもなく、生産性の低い農地」ということか

	<p>ら、原則として申請地以外の土地での代替可能性がある場合以外は許可できる「第2種農地」に該当いたしました。</p> <p>代替可能性がある場合でも、「隣接する土地と一体として同一事業の用に供する場合であって、当該事業の目的を達成する上で農地を供することが必要な場合には転用を許可する。」という例外規定があり、今回の転用がこの例外規定に該当いたします。</p> <p>今回3件の転用に関し、開発許可等の手続は特に必要ありませんが、役場都市整備課との協議は終えている事は確認しておりますし、法的な側面から検討しましても、今回の転用に関しては「許可妥当」と考えられます。</p> <p>なお、平成30年9月5日（水）に農林事務所担当官立会にて現地確認を行っておりますので報告いたします。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>審議番号1について、地元農業委員である 岡部 委員から何かありませんでしょうか。</p>
4 番 (岡部 委員)	<p>特にありません。</p>
議 長	<p>審議番号2及び3について、地元農業委員である 呑山 委員から何かありませんでしょうか。</p>
12 番 (呑山 委員)	<p>現地を見たとおり、荒れた状態になっている。減反政策が始まってから耕作できていない農地が増えたようだ。</p>

議 長	議案第 2 号の 3 件に関し、皆さんから何かご意見、ご質問はありませんか。
6 番 (古屋 委員)	審議番号 2 について、全体面積に対して駐車場として利用する面積が小さく、あとは植栽緑地となっている。このような許可ができるのであれば、他の山間地の農地も山林にかえすような取り扱いができるのか。
事務局	ご質問にお答えすると、植栽・植樹を目的とした農地転用という取扱いになり、当然転用許可が必要です。また過去に国の政策で植林が進められた時に、自身が所有している田に植林したという話を聞いたことがある。そのまま木は育っているが、登記地目が田のままという所も多くある。農業委員会としては、そのような農地は台帳から落としていきなさいというのが指導になっているため、その前提で農地パトロールも実施していただきたい。
議 長	<p>【議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による農地転用許可申請について 採決】</p> <p>議案第 2 号に関し、皆さんから他にご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>【質問なし】</p> <p>それでは採決いたします。</p> <p>「議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による農地転用許可申請」審議番号 1 について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>続きまして、審議番号 2 について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>続きまして、議案番号 3 について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>出席委員全員賛成により「議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による農地転用許可申請」については、原案のとおり出席委員全員賛成との意見を付して県知事へ進達いたします。</p>

議 長	<p>【報告第 1 号 農地法第 4 条の規定による農地転用届出について 報告】</p> <p>それでは報告第 1 号について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>【報告第 1 号 農地法第 4 条の規定による農地転用届出について 報告】</p> <p>それでは議案書 24 ページをご覧ください。</p> <p>平成 30 年 8 月 1 日に受理したものです。</p> <p>【議案書 朗読】</p> <p>報告第 1 号について、申請地は市街化区域ですので、農地法第 4 条による農地転用届出を受けたものです。報告番号 1 については申請面積が 1,000 m²を超えませんが、開発許可は不要となりますが、都市整備課との事前協議等の手続きはなされていることは確認しております。</p> <p>書類等の確認を行いましたところ、添付書類も完備されており、記載不備もありませんでしたので、事務局長専決により受理しておりますので報告いたします。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議 長	<p>【報告第 1 号 農地法第 4 条の規定による農地転用届出について】</p> <p>報告第 1 号に関し、何かご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>【意見、質問等なし】</p> <p>報告第 1 号については許可を要しませんので、事務局の報告事項として取り扱います。</p>

<p>議 長</p>	<p>【報告第 2 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出について 報告】</p> <p>それでは、「報告第 2 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出」について事務局より報告をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>【報告第 2 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出について 報告】</p> <p>はい、それでは報告第 2 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出について報告します。</p> <p>議案書 30 ページをご覧ください。</p> <p>平成 30 年 8 月 9 日に受理したものです。</p> <p>【議案書 朗読】</p> <p>報告第 2 号について、申請地は市街化区域ですので、農地法第 5 条による農地転用届出を受けたものです。申請面積は 1,000 m²を超えませんので、開発の許可申請は不要となりますが、都市整備課との事前協議等の手続きはなされていることは確認しております。</p> <p>書類等の確認を行いましたところ、添付書類も完備されており、記載不備もありませんでしたので、事務局長専決により受理しておりますので報告いたします。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>【報告第 2 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出について】</p> <p>報告第 2 号に関し、何かご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>【意見、質問等なし】</p>

	<p>報告第2号については許可を要しませんので、事務局の報告事項として取り扱います。</p> <p>引き続き、事務局より連絡事項をお願いします。</p>
事務局	<p>【事務連絡】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「平成30年7月豪雨災害義援金」の支出について ・視察研修について ・平成30年度九州・沖縄ブロック農業委員会女性委員研修会 ・須恵町堆肥生産組合「すえっ肥」販売に関する案内 <p>事務局からは以上です。</p>
議長	<p>皆様から他に何か、ご意見ご質問はありませんか。</p> <p>【特に意見等なし】</p> <p>それでは、これで平成30年9月期篠栗町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>お疲れさまでした。</p>